仕　様　書

１　業務名

愛媛ＤＭＯロゴ等制作業務

２　目的

愛媛ＤＭＯ（一般社団法人愛媛県観光物産協会）は、県域を対象とする地域連携ＤＭＯとして、「国内外に向けたＥＨＩＭＥ・ＳＨＩＫＯＫＵの発信とオンリーワン愛媛の確立」をコンセプトに、「物産×観光」の相乗効果による観光客の誘致拡大と「地域が儲かる観光」の推進に取り組んでいる。

このコンセプトやミッションを分かりやすく県民や観光客等に発信するため、ロゴ等を制作する。

なお、コンセプト等については、「愛媛ＤＭＯ事業推進戦略」を参照のこと。

３　業務内容

愛媛ＤＭＯ（一般社団法人愛媛県観光物産協会）の独自のロゴマーク及びロゴタイプの制作。

・ロゴマーク及びロゴタイプともに、あらゆる層の方が興味、親しみを持ってもらえるデザインとすること。
・ロゴタイプの文字は「愛媛ＤＭＯ」とすること。
・ポスター、チラシ、ホームページ、ＰＲ映像、プレスリリース、印刷物等への活用を念頭に、応用できるものとすること。
・国外でも違和感なく使用できるものとすること。
・ロゴマーク及びロゴタイプは、２案提示し、コンセプトの説明を付記すること。（カラー及び白黒で提示すること。）
・既に登録されている商標と類似したロゴマーク及びロゴタイプの提案はしないよう事前に確認を行うこと。
・盗作等の不正な行為が判明した場合は失格とするものとし、契約締結後に判明した場合はその契約を解除する。
・最終デザインは、発注者と十分協議のうえ決定すること。
・デザインマニュアルを作成すること。

４　納品

(1) 納品方法

完成デザインデータ（白黒及びカラーデザイン）について、PDF 形式、JPEG 及びイラストレーター形式の印刷用原稿データを作成し提出すること。

(2) 納期

令和元年 11 月 29 日（金）

５　著作権等の取扱い

・提案内容は、著作権等の問題が生じないよう配慮すること。
・成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、発注者に帰属することとし、発注者は、事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。
・本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、請負者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うこと。

６　その他留意事項

（１）業務の推進にあたっては、発注者との緊密な連携のもとに行うものとする。
（２）この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と協議のうえ処理するものとする。